

消 防 広 第 332 号
令和 7 年 8 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 広 域 応 援 室 長
(公 印 省 略)

緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画の一部見直しについて（通知）

平素は、緊急消防援助隊の運用及び体制の整備等に御尽力を賜り感謝申し上げます。

令和 7 年 2 月 26 日に大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が約 3,370ha となり、我が国の林野火災としては約 60 年ぶりとなる大規模な林野火災となりました。消防庁では、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、今般、報告書を取りまとめるとともに、「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和 7 年 8 月 29 日付消防総第 770 号・消防戦第 84 号・消防消第 381 号・消防予第 382 号・消防特第 158 号・消防災第 131 号・消防地第 644 号・消防広第 303 号・消防研第 205 号）を発出したところです。

これらを踏まえ、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号）第 42 条において策定することとされている緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画について、下記のとおり見直しを行いました。

貴職におかれましては、本通知の内容を御理解の上、消防本部の受援計画が見直されるよう、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知及び助言いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 見直し事項

（1）応援等要請の基準

ア 林野火災に係る応援要請基準について、解説を含めて追記した。(別添 2「消防本部の受援計画作成例」第 2 章第 3 (3) 及び別添 3「応援等要請の基準に係る説明」 2 (3) 関係)

イ 風水害に係る応援要請基準について、所要の見直しを行った。内容については、応援要請の基準に係る説明に記載済みのもの。(別添 2「消防本部の受援計画作成例」第 2 章第 3 (2) 関係)

(2) 指揮本部の業務について

指揮本部の業務分担表及び運営に係るチェックリストについて、優先的に行う業務と近隣消防本部から支援を受けることが可能である業務に関する補足説明を加えた。(別添 2「消防本部の受援計画作成例」別表第 2 及び様式 1 関係)

2 添付資料

別添 1 消防本部の受援計画作成時の留意事項

別添 2 消防本部の受援計画作成例

別添 3 応援等要請の基準に係る説明

別添 4 土砂・風水害時の応援要請の判断指標の検討

消防庁 国民保護・防災部 防災課
広域応援室 広域応援企画係
岡田理事官・田中係長・小出・宮島・三原
電 話 03-5253-7569
F A X 03-5253-7537
E-mail : kouiki-kikaku@ml.soumu.go.jp

「消防本部の受援計画作成例」新旧対照表

新	旧
第2章 応援等の要請 (応援等要請の基準) 第3 指揮者は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとする。 (1) [略] (2) 風水害 [ア～ウ 略] <u>エ 大規模な土砂災害により複数日数対応することが見込まれ、かつ、当該土砂災害の初動時において管轄消防本部の職員数が半数近く出動している場合又は初動時において管轄消防本部の全隊の概ね5割が通常の業務を行い継続して稼働している場合</u> <u>オ 119番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合</u> (3) 火災 [ア～イ 略] <u>ウ 消防隊が地上から進出困難な山間部において林野火災が発生した場合及び林野火災が発生し、急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼が見込まれる場合又は市街地への延焼が見込まれる場合</u> (4) [略]	第2章 応援等の要請 (応援等要請の基準) 第3 [同左] (1) [同左] (2) 風水害 [ア～ウ 同左] [新設] <u>エ 119番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合</u> (3) 火災 [ア～イ 同左] [新設] (4) 同左

別表第2

別表第2

指揮本部業務分担表

〇〇年度

担当業務	優先業務	支援業務	責任者	担当班	基本人数	備 考
被害情報の収集、整理、分析	優先		警防課長	●●●●	●八	・災害発生場所、種別、規模、被害状況等の情報を収集し整理、分析を実施
消防庁、調整本部、市町村災害対策本部との連絡調整	優先			●●●●	●八	・緊急消防援助隊動態情報システムを活用
応援隊に対する情報提供	優先			●●●●	●八	・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・給油場所 ・ヘリ離着陸場所 ・共通施設等の整備状況 等
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理				●●●●	●八	・災害種別、規模に応じた任務付与
関係機関との活動調整 (警察、自衛隊、海上保安庁、DMA T等)				●●●●	●八	・緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図る
派遣職員の派遣調整	優先		総務課長	●●●●	●八	・派遣者選定 ・携行品準備
宿営場所の選定、設置調整				●●●●	●八	・応援隊の部隊規模に応じた宿営場所の選定
燃料の調達				●●●●	●八	・給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送		支援		●●●●	●八	・宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレを調達
重機・車両・資機材等の手配	優先		〇〇課長	●●●●	●八	・不足する場合、協定に基づく手配や都道府県内消防本部へ支援を依頼
応援隊への地図の提供		支援		●●●●	●八	・広域地図（通行障害を含む） ・住宅地図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所等
活動記録		支援		●●●●	●八	・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・資料の整理、保存

※「優先業務」…「優先的に実施すべき業務」
「支援業務」…「近隣消防本部から支援を受けることが可能である業務」

別表第2

別表第2

指揮本部業務分担表

〇〇年度

担当業務	優先業務	支援業務	責任者	担当班	基本人数	備 考
被害情報の収集、整理、分析	優先		警防課長	●●●●	●八	・災害発生場所、種別、規模、被害状況等の情報を収集し整理、分析を実施
消防庁、調整本部、市町村災害対策本部との連絡調整	優先			●●●●	●八	・緊急消防援助隊動態情報システムを活用
応援隊に対する情報提供	優先			●●●●	●八	・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・給油場所 ・ヘリ離着陸場所 ・共通施設等の整備状況 等
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理				●●●●	●八	・災害種別、規模に応じた任務付与
関係機関との活動調整 (警察、自衛隊、海上保安庁、DMA T等)				●●●●	●八	・緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図る
派遣職員の派遣調整	優先		総務課長	●●●●	●八	・派遣者選定 ・携行品準備
宿営場所の選定、設置調整				●●●●	●八	・応援隊の部隊規模に応じた宿営場所の選定
燃料の調達				●●●●	●八	・給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送		支援		●●●●	●八	・宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレを調達
重機・車両・資機材等の手配	優先		〇〇課長	●●●●	●八	・不足する場合、協定に基づく手配や都道府県内消防本部へ支援を依頼
応援隊への地図の提供		支援		●●●●	●八	・広域地図（通行障害を含む） ・住宅地図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所等
活動記録		支援		●●●●	●八	・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・資料の整理、保存

様式 1

指揮本部の運営に係るチェックリスト		
	I 応援等要請の検討	チェック欄
優先	1 消防本部管内の被害状況を確認したか？	☐
優先	2 必要に応じて、都道府県の消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？	☐
優先	3 必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？	☐
	受検計画第2章第3に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？	☐
優先	4 } ※基準を記載	☐
優先	5 都道府県内応援隊の応援要請を行ったか？	☐
優先	6 緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、代表消防機関又は都道府県に相談したか？	☐
優先	7 都道府県又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	☐
優先	8 自衛隊の災害派遣要請について検討したか？	☐
優先	9 応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った都道府県内消防本部、都道府県に連絡したか？	☐
	II 指揮本部の設置	チェック欄
	1 都道府県内応援隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() 時	☐
	2 緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() 時	☐
	3 指揮本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() 時	☐
優先	4 調整本部に対し、指揮本部設置の連絡をしたか？	☐
優先	5 調整本部、市町村災害対策本部へリエゾンを派遣したか？	☐
	6 指揮本部の業務について、担当者指定したか？	☐
	III 応援隊（都道府県内応援隊、緊急消防援助隊）の受入れ	チェック欄
優先	1 応援要請を行った都道府県内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、進出拠点を設定し、連絡員を派遣したか？	☐
支援可	2 指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表	☐
	3 指揮支援隊本部の設置場所は確保できているか？指揮支援隊隊長に設置候補場所を報告したか？	☐
優先	4 緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合、受入れ業務の支援について調整本部又は代表消防機関に依頼したか？	☐
支援可	5 指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	☐
	都道府県大隊、各部隊の受入れに関して、様式2、様式3により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 隊別管理表	☐
支援可	6 ・隊の種別、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部	☐
支援可	7 都道府県内応援隊の編成状況について確認したか？	☐
優先	8 応援隊へ貸し出す資機材（スピンダルドライバー等）について準備しているか？	☐
支援可	9 応援隊へ配布する地図を準備しているか？	☐
優先	10 災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
	IV 活動中	チェック欄
	1 市町村災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	☐
支援可	2 災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ （目的）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等との情報共有、活動調整	☐
支援可	3 災害現場の管轄消防署長に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・都道府県内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（都道府県内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊）	☐
支援可	4 災害現場付近のヘリコプター着陸場について、使用可否を確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
	5 災害現場付近の燃料補給場所について、別表第8に基づき、給油の可否について確認したか？ 緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
	6 被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	☐
支援可	7 調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？	☐
支援可	8 活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？	☐
支援可	9 都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	☐
支援可	10 緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	☐
支援可	11 活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	☐
支援可	12 緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を使用し、必要な情報提供をしているか？	☐

※（優先）… 優先的に実施すべき要請

※（支援可）… 消防消防本部から支援を受けることが可能である業務

様式 1

指揮本部の運営に係るチェックリスト		
	I 応援等要請の検討	チェック欄
優先	1 消防本部管内の被害状況を確認したか？	☐
優先	2 必要に応じて、都道府県の消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？	☐
優先	3 必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？	☐
	受検計画第2章第3に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？	☐
優先	4 } ※基準を記載	☐
優先	5 都道府県内応援隊の応援要請を行ったか？	☐
優先	6 緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、代表消防機関又は都道府県に相談したか？	☐
優先	7 都道府県又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	☐
優先	8 自衛隊の災害派遣要請について検討したか？	☐
優先	9 応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った都道府県内消防本部、都道府県に連絡したか？	☐
	II 指揮本部の設置	チェック欄
	1 都道府県内応援隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() 時	☐
	2 緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() 時	☐
	3 指揮本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() 時	☐
優先	4 調整本部に対し、指揮本部設置の連絡をしたか？	☐
優先	5 調整本部、市町村災害対策本部へリエゾンを派遣したか？	☐
	6 指揮本部の業務について、担当者指定したか？	☐
	III 応援隊（都道府県内応援隊、緊急消防援助隊）の受入れ	チェック欄
優先	1 応援要請を行った都道府県内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、進出拠点を設定し、連絡員を派遣したか？	☐
支援可	2 指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表	☐
	3 指揮支援隊本部の設置場所は確保できているか？指揮支援隊隊長に設置候補場所を報告したか？	☐
優先	4 緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合、受入れ業務の支援について調整本部又は代表消防機関に依頼したか？	☐
支援可	5 指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	☐
	都道府県大隊、各部隊の受入れに関して、様式2、様式3により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 隊別管理表	☐
支援可	6 ・隊の種別、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部	☐
支援可	7 都道府県内応援隊の編成状況について確認したか？	☐
優先	8 応援隊へ貸し出す資機材（スピンダルドライバー等）について準備しているか？	☐
支援可	9 応援隊へ配布する地図を準備しているか？	☐
優先	10 災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
	IV 活動中	チェック欄
	1 市町村災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	☐
支援可	2 災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ （目的）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等との情報共有、活動調整	☐
支援可	3 災害現場の管轄消防署長に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・都道府県内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（都道府県内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊）	☐
支援可	4 災害現場付近のヘリコプター着陸場について、使用可否を確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
	5 災害現場付近の燃料補給場所について、別表第8に基づき、給油の可否について確認したか？ 緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
	6 被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	☐
支援可	7 調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？	☐
支援可	8 活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？	☐
支援可	9 都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	☐
支援可	10 緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	☐
支援可	11 活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	☐
支援可	12 緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を使用し、必要な情報提供をしているか？	☐

消防本部の受援計画作成時の留意事項

消防本部の受援計画については、都道府県の緊急消防援助隊受援計画との整合を図るとともに、次に掲げる内容に留意し、単独の計画として策定するほか、災害時の対応計画の一部とするなど、消防本部の規程類に合わせて策定していただきたい。

また、この受援計画作成例は、緊急消防援助隊と同様に受援の対応が必要となる都道府県内応援隊も含めた受援計画として標準的な内容を記載したものであるため、都道府県及び消防本部の実情に合わせて作成いただきたい。特に、都道府県消防相互応援協定は地域特性等による違いがあるため、当該協定と整合を図ることにも留意する必要がある。

1 応援等の要請について（第3～第5）

災害時に多くの救助要請等の対応に追われている中において、被災地消防本部が迅速に消防の応援等の必要性を判断するためには、あらかじめ応援等要請の基準を定めておくとともに都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊のそれぞれの応援等要請の意思決定プロセスを明確化しておくことが重要である。

2 応援等要請の基準の設定について（第3）

消防の応援等要請の目安となる基準について、作成例では、地震、風水害、火災の災害種別ごとに一例を示しているが、各消防本部の消防力や地域特性（コンビナートの有無、火山の有無、津波による被害想定、豪雪地帯等）を考慮し、できる限り具体的に定めておくこと。ただし、具体的な基準のみを設定し、当該基準に該当するか否かを厳密に判定しようとする、かえって時間を要してしまう場合もあるため、具体的な基準に該当する場合以外にも指揮者が柔軟に応援等の要請を判断できるようにしておくこと。

3 都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の応援等要請の判断について（第4、第5）

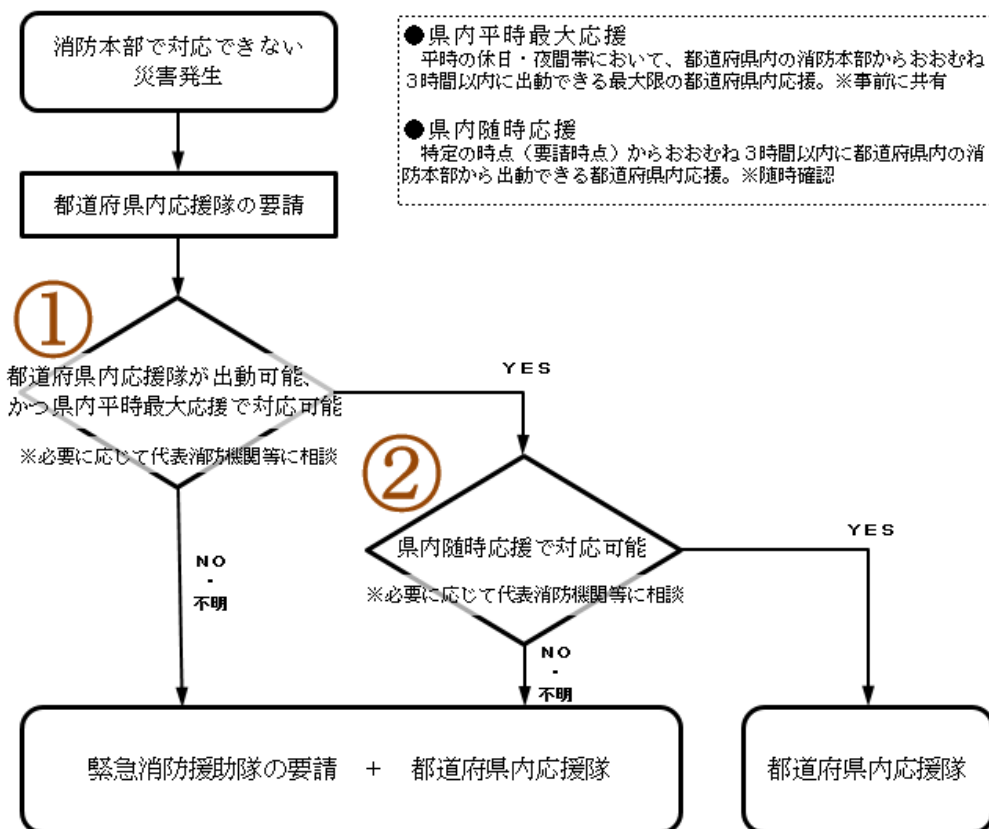
夜間帯の災害発生や道路寸断等の事情により、被害の全容把握が困難な場合であっても、119番通報の通報内容等から被害程度を推定し、都道府県内応援隊や緊急消防援助隊の応援等の要請について検討を行うこと。

応援等要請の判断に当たっては、要請しても応援隊が到着するまでには一定の時間を要することから、要請後に被害状況が判明し、応援等の必要性がない場合には、途中での引揚げや部隊の縮小を行うことも当然ながら可能であることを前提とし、可能な限り被害の拡大も推定して、安全側に立って判断することが重要である。

4 緊急消防援助隊の要請判断の方法について（第5）

応援等要請の基準に該当し消防の応援等が必要な場合、まずは都道府県内応援を要請することになり、都道府県内応援を行ってもなお十分な対応ができないときには、都道府県知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の要請を行うことになる。この際、発生した災害に適切に対応するために都道府県内応援隊に加えて緊急消防援助隊が必要か否かを早期に判断する必要があること

から、次の判断フローを参考に都道府県及び都道府県内の消防本部と協議し、都道府県内応援隊の対応の可否又は対応力を速やかに把握する方策を検討すること。



（例）消防本部の要請判断フロー図

【解説】この図は、消防本部が行う緊急消防援助隊の要請判断フローの例である。ここでの用語の定義は、「県内平時最大応援」を平時の休日・夜間帯において都道府県内の各消防本部から応援要請を受けた後おおむね3時間以内（※）に出動できる最大限の都道府県内応援、「県内随時応援」を災害発生後の特定の時点（要請時点）からおおむね3時間以内（※）に出動できる都道府県内応援とする。

①の段階において、平時から「県内平時最大応援」の部隊規模を都道府県及び都道府県内の各消防本部があらかじめ把握しておくことにより、発生した被害規模が県内平時最大応援で対応可能な規模よりも明らかに大きい場合には、都道府県内応援隊の派遣可能な規模をその都度確認するまでもなく、緊急消防援助隊が必要と早期に判断できる。

①の段階において「県内平時最大応援」で対応可能な被害であった場合には、次に②の段階として、随時確認する「県内随時応援」で対応可能か否かを判断することになる。この②の段階において、特に風水害時には、応援が必要となり得る災害が発生し始めた時点で、応援要請がない段階であっても都道府県等が都道府県内応援隊の出動の可否を調査し、都道府県内の各消防本部と共有することが可能である。これにより、②の段階の判断をより早期に行うことができる。

なお、①及び②のいずれの判断においても、被害状況が正確に把握できないこと等により、必要な応援隊の概数が算出できず、都道府県内応援隊のみで対応可能か判断できない場合には、

安全側に立って対応することとし、緊急消防援助隊の要請を行うこととしている。

※ この定義の中で「おおむね3時間以内」としている理由は、①緊急消防援助隊の要請を行ってから都道府県大隊の最先着隊が到着するまで5時間程度、②都道府県内応援隊の応援元から応援先の消防本部までの移動に最大2時間程度（3時間以内に出動すれば、都道府県大隊の最先着隊が到着する5時間後までに到着可能）要すると仮定し、都道府県内応援隊の規模で対応可能か判断を行うためである。この時間はあくまで目安として示しているものであり、都道府県の地事情等を考慮し、時間を設定する必要がある。

5 受援業務の分担等について（第7）

- （1）受援に係る担当業務、責任者等を定めておくこと。
- （2）非番招集職員及び応援の必要がない消防署所の余剰人員を、受援業務又は応援が必要な消防署所の業務に当たらせる等、消防本部の人員を柔軟に配置できる体制を構築しておくこと。
- （3）人員不足や消防本部が被害を受けることも想定し、都道府県消防相互応援協定の枠組みにおいて受援業務をサポートする体制について、都道府県及び都道府県内の消防本部と協議しておくこと。

6 指揮支援本部の設置場所について（第8）

指揮支援本部については、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることを考慮した候補場所を定めておくこと。

7 宿営場所について（第9）

- （1）宿営場所は、野営を前提とした場所だけでなく、厳寒期等を考慮し、利用可能な屋内施設も選定しておくこと。
- （2）宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、できる限り避難施設と共用しない場所を選定しておくこと。
- （3）民間事業者と協定を交わす等して、民間の土地、施設も含め、できる限り多くの候補地を選定しておくこと。

8 受援に係る派遣先について（第10、第15、第17）

- （1）受援に係る職員の派遣については、派遣先、派遣者の携行品をあらかじめ決めておくとともに、できる限り派遣職員を指定（所属、役職、特定の職員）しておくこと。また、人員不足を考慮し、必要に応じて派遣の優先順位を定めておくこと。
- （2）進出拠点に派遣する連絡員は、各都道府県大隊が統合機動部隊、第一次編成陸上隊、第二次編成陸上隊等、複数に分かれて到着する場合にも対応できるようにしておくこと。

9 通信運用体制について（第12）

- （1）消防救急デジタル無線の共通波を円滑に使用するため、共通波の設備整備情報を受援計画に記載しておくこと。（「緊急消防援助隊出動時における通信連絡体制の確保について」（平成30年6月19日付け消防広第225号、消防情第181号）参照）

- (2) 署活動用無線機の混信を防ぐため、消防本部で使用している周波数を受援計画に記載しておくこと。（「緊急消防援助隊出動時における署活動用無線機の使用について」（平成 31 年 4 月 25 日付け消防広第 102 号、消防情第 128 号）参照）

10 受援に係る訓練について（第 25）

災害時、円滑に受援を行うため、年 1 回程度は受援訓練を実施すること。なお、実際に他の消防本部から応援隊として参加できない場合でも、自消防本部内の職員を応援側都道府県役、各関係機関役に指定して訓練を実施するなど、訓練の実施方法を工夫すること。

11 資料等の取扱いについて

- (1) 資料等に記載の内容については、更新の頻度が高いものもあるため、必要に応じて、受援計画とは別に定めるものとして位置付けるなど、更新しやすいよう工夫すること。
- (2) 資料等は、事務の簡素化及び円滑な受入れ調整を図るため、都道府県の緊急消防援助隊受援計画と整合を図り、極力、都道府県内で統一すること。

〇〇消防本部受援計画 目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 受援体制
- 第4章 指揮体制及び通信運用体制
- 第5章 消防応援活動の調整等
- 第6章 応援等の引揚げの判断
- 第7章 その他

資料等

- 別表第1 用語の定義
- 別表第2 指揮本部業務分担表
- 別表第3 進出拠点及び宿営・宿泊場所候補地
- 別表第3-● 宿営場所候補地の個票
- 別表第4 受援に係る派遣先
- 別表第5 無線通信運用体制
- 別表第6 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況
- 別表第7 ヘリコプター離着陸場所
- 別表第8 燃料補給場所

- 別図第1 緊急消防援助隊 応援要請系統図
- 別図第2 緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）
- 別図第3 緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示）

- 様式1 指揮本部の運営に係るチェックリスト
- 様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表
- 様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表
- 様式4 活動指示書

- 要請要綱別記様式1－2 ※省略
- 要請要綱別記様式6－2 ※省略

参考資料

- 〇〇都道府県における緊急消防援助隊の要請判断に係る取決め ※省略
- 〇〇都道府県内応援隊 応援可能隊、特殊車両等一覧 ※例示を参考添付

〇〇消防本部受援計画

令和〇年〇月〇日 消第〇〇号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、本市消防本部管内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づく〇〇都道府県消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）による応援又は同法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等を受ける場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の基準)

第3 指揮者は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとする。

(1) 地震

- ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合
- イ 地震の揺れによる直接的な被害で〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- ウ 地震に伴う土砂災害により、〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- エ 火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(2) 風水害

- ア 〇〇川、〇〇川又はそれらの支流の堤防が決壊した場合
- イ 市街地又は準市街地において、浸水深1.5mを超えている場合又は超えると見込まれる場合
- ウ 土砂災害により、〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- エ 大規模な土砂災害により複数日数対応することが見込まれ、かつ、当該土砂災害の初動時において管轄消防本部の職員数が半数近く出動している場合又は初動時において管轄消防本部の全隊の概ね5割が通常の業務を行い継続して稼働している場合
- オ 119番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(3) 火災

- ア 〇件以上の火災が同時に発生している場合

イ 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

ウ 消防隊が地上から進出困難な山間部において林野火災が発生した場合及び林野火災が発生し、急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼が見込まれる場合又は市街地への延焼が見込まれる場合

(4) 上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合

(〇〇都道府県内応援隊の応援要請の手続)

第4 指揮者は、第3に基づき応援等が必要であると判断した場合には、直ちに消防相互応援協定の規定に基づき、〇〇都道府県内応援隊の応援要請を行うものとする。

2 指揮者は、前項の連絡を行う場合、災害の状況及び応援に必要な隊の種別、規模、活動場所等、応援活動に必要な情報を付するものとする。

(緊急消防援助隊の応援等要請の手続)

第5 緊急消防援助隊の応援等要請の判断は、別に定める取決めにに基づき行うものとし、当該要請に係る連絡は、別図第1のとおり行うものとする。

2 指揮者は、〇〇都道府県内応援隊の出動が困難な場合又は〇〇都道府県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関の意見を聴くものとする。

3 指揮者は、次に掲げる事項が明らかになり次第、知事に電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。

(1) 災害の状況

(2) 活動を要望する地域

(3) 要望する活動

(4) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 指揮者は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

5 指揮者は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。

6 指揮者は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第2項、第4項及び第5項の連絡と併せて報告するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第6 指揮者は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が〇〇都道府県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度6弱以上(政令市は5強以上)の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発表された場合
- (3) 噴火警報(居住区域)が発表された場合

第3章 受援体制

(指揮本部の設置)

第7 指揮者は、〇〇都道府県内応援隊又は緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部の設置場所は、消防本部〇階「〇〇室」とする。ただし、被災等により指揮本部を当該場所に設置できない場合は、〇〇又は〇〇に設置することとする。

3 指揮本部の本部長は、消防長をもって充てるものとする。

4 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害状況(ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。)の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 〇〇都道府県内応援隊又は緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他の受援に必要な事項に関すること。

5 指揮本部の業務及び各業務の責任者等は、別表第2のとおりとする。

6 指揮本部は、様式1、様式2及び様式3を活用し、運用するものとする。

(緊急消防援助隊の受入れ対応)

第8 指揮本部は、指揮支援部長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援本部を設置する候補場所(消防本部〇階「〇〇室」又は消防署又は〇〇市役所)を報告し、指揮支援本部の設置場所が決定した際は、調整本部(調整本部が設置されない場合は都道府県災害対策本部。以下同じ。)と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

2 指揮本部は、緊急消防援助隊到着までに、被害状況の集約、地図及び貸出し資機材の準備、派遣する職員の調整を行うなど受入れ体制を整えとともに、緊急消防援助隊到着後は、受入れ対応に注力するものとする。

3 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、自消防本部及び被災地消防団の活動状況、〇〇都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

4 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、都道府県及び代表

消防機関に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

（緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所の協議）

第 9 指揮本部は、災害の状況、道路の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所について、調整本部と協議するものとする。

2 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所の候補地は、別表第 3 のとおりとする。また、各宿営場所の個票は別表 3-●～別表 3-●のとおりとし、調整本部との協議に使用するものとする。

（指揮本部員等の派遣）

第 10 指揮本部は、情報収集、活動調整及び受入れ調整等のため、別表第 4 のとおり指揮本部員等を派遣するものとする。

第 4 章 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

第 11 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、〇〇都道府県内応援隊の指揮を行うとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部長の補佐を受け緊急消防援助隊の都道府県大隊及び各部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。

2 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、ヘリベース指揮者又は都道府県災害対策本部に航空運用調整班が設置されている場合には同班に対し、航空に係る活動要請を行うものとする。

（通信運用体制）

第 12 無線通信運用体制及び使用無線波は、別表第 5 のとおりとする。

2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は別表第 6 のとおりとする。

第 5 章 消防応援活動の調整等

（任務付与）

第 13 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、次に掲げる事項について、到着した〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して情報提供を行うとともに、様式 4 により任務付与するものとする。

- （1）被害状況
- （2）活動方針
- （3）活動地域及び任務
- （4）安全管理に関する体制
- （5）使用無線系統
- （6）地理及び水利の状況
- （7）燃料補給場所
- （8）その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第 14 指揮者は、市町村災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

2 指揮本部は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

3 現地合同調整所の指揮は、原則、災害現場の管轄消防署長又は管轄消防署長が指名した者が行う。

4 現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長、救急特別編成部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、〇〇都道府県内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

(1) 役割分担

(2) 活動エリア

(3) 活動時間

(4) 活動の中止基準

(5) 検索救助活動におけるマーキングの手法

(6) 緊急避難等の合図

(7) 連絡手段

(8) その他活動上、必要な事項

(応援隊との連携)

第 15 災害現場の管轄消防署長は、〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊と緊密に連携を図るため、別表第 4 のとおり職員等を派遣するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

第 16 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 スピンドルドライバーの口径及び形状は、「先端〇〇四角×根本〇〇四角」である。

3 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して、必要に応じて次に掲げる地図を配布するものとする。

(1) 広域地図（通行障害の情報を付記したもの）

(2) 住宅地図

(3) ヘリコプターの離着陸場所位置図

(4) 燃料補給場所位置図

- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(ヘリコプターの離着陸場等)

第 17 ヘリコプターの離着陸場は、別表第 7 のとおりとする。

- 2 指揮本部は、ヘリベース指揮者と調整の上、必要がある場合は、別表第 4 のとおりフォワードベース及びランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。なお、安全管理員は、原則、当該フォワードベース、ランディングポイントを管轄する消防署の職員とする。

(燃料補給場所)

第 18 陸上隊及び水上小隊の燃料補給場所は、別表第 8 のとおりとする。なお、燃料補給体制を確保するため、災害時における燃料等の供給に関する協定（協定名称）に基づき、速やかに締結団体と調整しておくものとする。

- 2 予防課は、陸上隊及び航空隊の燃料補給を行うことを目的として、消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請があったとき、速やかに手続を行うものとする。

(物資等の調達)

第 19 指揮本部は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、災害時における物資調達に関する協定（協定名称）に基づき、要請するものとする。

(緊急消防援助隊の部隊移動)

第 20 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとする。

- 2 指揮者は、長官又は知事から緊急消防援助隊の部隊移動について意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6－2 により回答するものとする。

(緊急消防援助隊の増隊要請)

第 21 指揮者は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、調整本部長に増隊の要請を行うものとする。

第 6 章 応援等の引揚げの判断

(〇〇都道府県内応援隊の活動終了に関する連絡)

第 22 指揮者は、〇〇都道府県内応援隊からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、〇〇都道府県内応援隊の活動終了を判断し、引揚げを決定するものとする。

(緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡)

第 23 指揮者は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

第 7 章 その他

（情報共有）

第 24 指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊及び〇〇都道府県内応援隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（訓練）

第 25 消防長は、原則年 1 回、受援訓練を消防本部内で実施するものとする。

（受援計画の変更）

第 26 消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に報告するものとする。

附 則

この計画は、令和〇年〇月〇日から施行する。

用語の定義

別表第1

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	応援等	法第44条第1項の消防の応援等をいう。	
3	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
6	長官	消防庁長官をいう。	
7	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
8	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
9	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
10	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
11	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
12	情報統括支援隊長	指揮支援部隊長を補佐し、災害に係る情報の収集及び管理を行うことを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(6)
13	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
14	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
15	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
16	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
17	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4

No.	用語	内容	備考
18	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
19	安全管理部隊	被災地において緊急消防援助隊が行う消防活動に関し、隊員の安全管理を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節6
20	救急特別編成部隊	多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動が必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節7
21	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。	要請要綱第2条(17)
22	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画 第2章第2節2
23	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
24	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
25	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
26	ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。	
27	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
28	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
29	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(22)
30	宿営場所	緊急消防援助隊が宿営するホテル等以外の場所をいう。 ホテル等とは消防法施行令別表第1で定める5項イの防火対象物の用途に当たる旅館、ホテル、宿泊所をいう。	運用要綱第24条(3)
31	宿泊場所	緊急消防援助隊が宿泊するホテル等をいう。	運用要綱第24条(3)

別表第2

指揮本部業務分担表

〇〇年度

担当業務	優先業務	支援業務	責任者	担当班	基本人数	備 考
被害情報の収集、整理、分析	優先		警防課長	●●●●●	●人	・災害発生場所、種別、規模、被害状況等の情報を収集し整理、分析を実施
消防庁、調整本部、市町村災害対策本部との連絡調整	優先			●●●●●	●人	・緊急消防援助隊動態情報システムを活用
応援隊に対する情報提供	優先			●●●●●	●人	・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・給油場所 ・ヘリ離着陸場所 ・共通波設備の整備状況 等
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理				●●●●●	●人	・災害種別、規模に応じた任務付与
関係機関との活動調整 (警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等)				●●●●●	●人	・緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図る
派遣職員の派遣調整	優先		総務課長	●●●●●	●人	・派遣者選定 ・携行品準備
宿営場所の選定、設営調整				●●●●●	●人	・応援隊の部隊規模に応じた宿営場所の選定
燃料の調達				●●●●●	●人	・給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送		支援		●●●●●	●人	・宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレを調達
重機・車両・資機材等の手配	優先			●●●●●	●人	・不足する場合、協定に基づく手配や都道府県内消防本部へ支援を依頼
応援隊への地図の提供		支援	〇〇課長	●●●●●	●人	・広域地図（通行障害を含む） ・住宅地図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所等
活動記録		支援		●●●●●	●人	・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・資料の整理、保存

※「優先業務」…「優先的に実施すべき業務」
「支援業務」…「近隣消防本部から支援を受けることが可能である業務」

進出拠点及び宿営・宿泊場所 候補地

別表第3

陸上隊進出拠点

No.	受入 方面	進出拠点名	住所	緯度	経度	最寄IC	駐車台数枠(台)	連絡先	給油施設 有無
1	東	〇〇スポーツ公園	〇〇市〇〇番地〇	東経〇〇.〇〇〇〇	北緯〇〇〇.〇〇〇〇	〇〇IC	普通車:300	〇〇市 スポーツ振興課 *****	－
2	東	〇〇自動車道〇〇SA	〇〇市〇〇			〇〇IC	大型車:100 普通車:100	〇〇高速道路 〇〇 *****	〇
3	西								
4	南								
5	北								

水上小隊進出拠点

No.	進出拠点名称 所在地	緯度・経度
1	〇〇島西側海域 〇〇島西約2km沖合を中心とした半径約500m圏内(水深約15m)	N 度 分 秒 E 度 分 秒
2		N 度 分 秒 E 度 分 秒
3		N 度 分 秒 E 度 分 秒

宿営場所

No.	別表	屋内	名称	所在地	緯度	経度	収容人数(人) ※見込み	土地状況 ※屋外の場合	駐車台数枠(台)	連絡先
1	3-●	○	消防本部4階 講堂	〇〇市〇〇	東経〇〇.〇〇〇〇	北緯〇〇〇.〇〇〇〇	60	－	普通車:●● 大型車:●●	〇〇市消防本部 総務課 *****
2	3-●	－	〇〇スポーツ公園	〇〇市〇〇〇番地〇			200	アスファルト、一部芝	普通車:●● 大型車:●●	〇〇スポーツ公園事務局 *****
3										
4										
5										

宿泊場所

No.	名称	所在地	収容人数(人) ※見込み	駐車台数枠(台)	連絡先
1	〇〇ホテル	〇〇市〇〇	100	普通車:●● 大型車:●●	*****
2	〇〇グランドホテル	〇〇市〇〇〇番地〇	300	普通車:●● 大型車:●●	*****
3					
4					
5					
6					
7					
8					

※別表第3-●から●●の宿営場所の各リストについては、緊急消防援助隊が使用する可能性のある場所を選定している。

No.● 宿営場所(ホテル等を除く)

別表第3-●
(記載例)

名称 ○○県総合運動公園

管轄	〇〇消防本部
----	--------



住 所	青森県青森市大字安田字近野●●●-●												
管理者	●● ●●				連絡先	* * - * * * * - * * * *							
所有者	●● ●●				FAX	* * - * * * * - * * * *							
面 積	30,000		m2	普通車両受入れ台数		2,000		台	大型車両受入れ台数		500		台
収容人数	10,000 人		屋外・屋内		水道設備		有・無		地盤面の状況		アスファルト		
トイレ	5		箇所	入浴施設		有・無		炊事施設		有・無			
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無				有・無				
耐震性能	耐震・免震・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当				有・無				
【備考】													

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場合かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとめて宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。(地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。)	
6	二次災害の危険性はないか。(現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。)	
7	他機関(自衛隊、警察等)が使用していないか。	

受援に係る派遣先

〇〇年度

※太枠の中は決定したら記録していく

№	派遣先・担当業務	派遣期間	優先派遣先	派遣調整責任者	担当所属	派遣者氏名	派遣者連絡先	派遣決定時間	移動手段 使用車両	携行品	備考
1	指揮支援隊 送迎員 (ヘリコプター離着陸場→指揮支援本部)	ヘリ輸送による到着時のみ	優先	総務課長	全課	●● ●●	*****-*****-*****	●●●●●年●月●日●時●分	本部指揮●	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	2名派遣(内1名は、消防司令補以上)
2	都道府県調整本部 リエゾン ・調整本部の運営 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	応援等要請～調整本部廃止 24時間派遣	優先			●● ●●	*****-*****-*****	●●●●●年●月●日●時●分	徒歩	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・PC(タブレット端末) ・ベスト(所属名入り)	(事前派遣指名者) ○〇課 ○〇 ○〇 ○〇課 ○〇 ○〇 ○〇課 ○〇 ○〇 災害初期は2名派遣(内1名は消防司令以上)
3	市町村災害対策本部 リエゾン ・市町村災害対策本部の運営 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	市町村災害対策本部設置後～活動終了 24時間派遣	優先			●● ●●	*****-*****-*****	●●●●●年●月●日●時●分	連絡●号車	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・PC(タブレット端末) ・ベスト(所属名入り)	(事前派遣指名者) ○〇課 ○〇 ○〇 ○〇課 ○〇 ○〇 ○〇課 ○〇 ○〇 災害初期は2名派遣(内1名は消防司令補以上)
4	進出拠点 連絡員 ・隊名、規模、連絡先の確認 ・被害状況伝達 ・活動場所の指示 ・活動場所、宿営場までの経路伝達	都度					*****-*****-*****			・受付用テント、机 ・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	3名派遣(内1名は消防司令補以上)
5	宿営場所 連絡調整員 ・宿営施設との現地調整 ・受入れ後の施設の説明 ・配置レイアウト案の提示	県援隊到着前～引揚げ					*****-*****-*****			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図、宿営場所見取図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	(事前派遣指名者) ○〇課 ○〇 ○〇 ○〇課 ○〇 ○〇 災害初期は2名派遣(内1名は消防司令補以上)
6	現地指揮所 連絡調整員 ・活動場所までの誘導 ・現地合同調整所との連絡調整 ・緊急消防援助隊及び各関係機関の活動支援 ・情報共有(支援情報共有ツール等) ・地図、資機材の貸出し	各隊の活動中		災害現場の管轄消防署長	災害現場の管轄消防署		*****-*****-*****			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・被災現場地図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・カメラ ・貸出し用地図、資機材	各現地指揮所(都道府県内施設応援隊、緊急消防援助隊の大隊・各部隊)に2名派遣(内1名は消防司令補以上)
7	救急隊、救急小隊 連絡調整員 ・現場、搬送先医療機関までの案内 ・搬送先医療機関の選定	各隊の活動中					*****-*****-*****			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・感染防止衣	救急隊(都道府県内応援隊)、救急小隊(緊急消防援助隊)に職員1名を同乗させる。
8	フォワードベース、ランディングポイント安全管理員	都度		警防課長	管轄消防署		*****-*****-*****			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	航空指揮本部と調整の上、必要に応じて配置

※責任者は派遣者を指名し、派遣先・担当業務を管理する。

無線通信運用体制

1 使用無線一覧

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 市町村災害対策本部 指揮本部	県防災行政無線	
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊各大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統制波1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
都道府県内消防応援隊各隊間	主運用波○ ※自都道府県に割り当てられた主運用波	【無線統制】都道府県内消防応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波 ※各都道府県ごとに指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

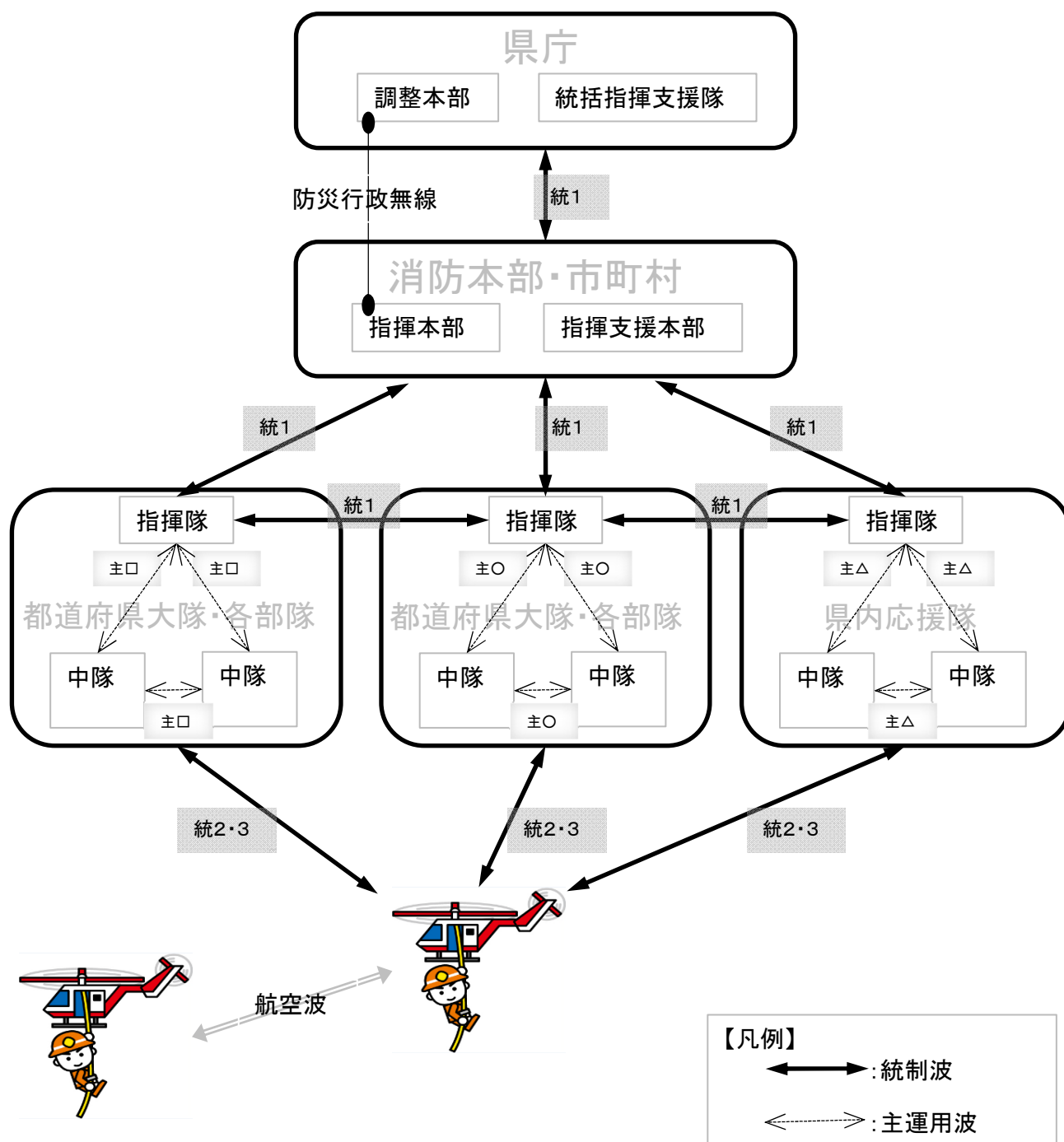
※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

2 ○○消防本部 署活動用無線周波数一覧（実際に使用している周波数のみ記載）

周波数名称	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
使用状況	○				○									○			○
備考	○ ○ 署管轄				○ ○ 署管轄									○ ○ 署管轄			○ ○ 署管轄

※ 指揮者又は災害現場の管轄消防署長は、必要に応じて緊急消防援助隊各大隊・各部隊の隊長と使用する周波数の調整を行うこと。

無線運用イメージ図



消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

〇〇消防本部管轄を 覆域としている 基地局名称・住所・座標	送信 出力	統制波の 切替方式	基地局折り返し機能 の起動方法	当該基地局を 直接遠隔操作できる 場所・連絡先	調整本部接続機能			備考
					直接接続 の可否	指令センター経由での接続	指令センター名称 連絡先	
a基地局 〇〇市〇〇 N 度 分 秒 E 度 分 秒	20W	受信:3波同時 送信:切替方式	常時起動	県活動調整本部 ***-***-*** 〇〇消防指令センター ***-***-*** 〇〇消防署 ***-***-***	○	○	〇〇消防指令センター ***-***-***	
b基地局 〇〇市〇〇 N 度 分 秒 E 度 分 秒								
c基地局 〇〇郡〇〇町〇〇 N 度 分 秒 E 度 分 秒	10W	受信:切替方式 送信:切替方式	・移動局からの通信 に〇〇秒以内に応答 後、〇〇秒間起動 ・回線制御装置の操 作により強制起動可 能	〇〇消防指令センター ***-***-***	×	○	〇〇消防指令センター ***-***-***	山間部等 で一部不 感地域あり

ヘリコプター離着陸場所

No	名称 所在地	連絡先	離着陸帯の広さ (m×m)	路面	夜間 照明	緯度・経度				UTMポイント
1	〇〇市公園グランド 〇〇市〇〇〇番地〇	〇〇管理事務所 ***-***-***	40 × 80	芝	○	N E	度 度	分 分	秒 秒	**XXX*****
2						N E	度 度	分 分	秒 秒	
3						N E	度 度	分 分	秒 秒	
4						N E	度 度	分 分	秒 秒	
5						N E	度 度	分 分	秒 秒	
6						N E	度 度	分 分	秒 秒	
7						N E	度 度	分 分	秒 秒	
8						N E	度 度	分 分	秒 秒	
9						N E	度 度	分 分	秒 秒	
10						N E	度 度	分 分	秒 秒	
11						N E	度 度	分 分	秒 秒	
12						N E	度 度	分 分	秒 秒	
13						N E	度 度	分 分	秒 秒	
14						N E	度 度	分 分	秒 秒	
15						N E	度 度	分 分	秒 秒	
16						N E	度 度	分 分	秒 秒	
17						N E	度 度	分 分	秒 秒	
18						N E	度 度	分 分	秒 秒	
19						N E	度 度	分 分	秒 秒	
20						N E	度 度	分 分	秒 秒	

燃料補給場所

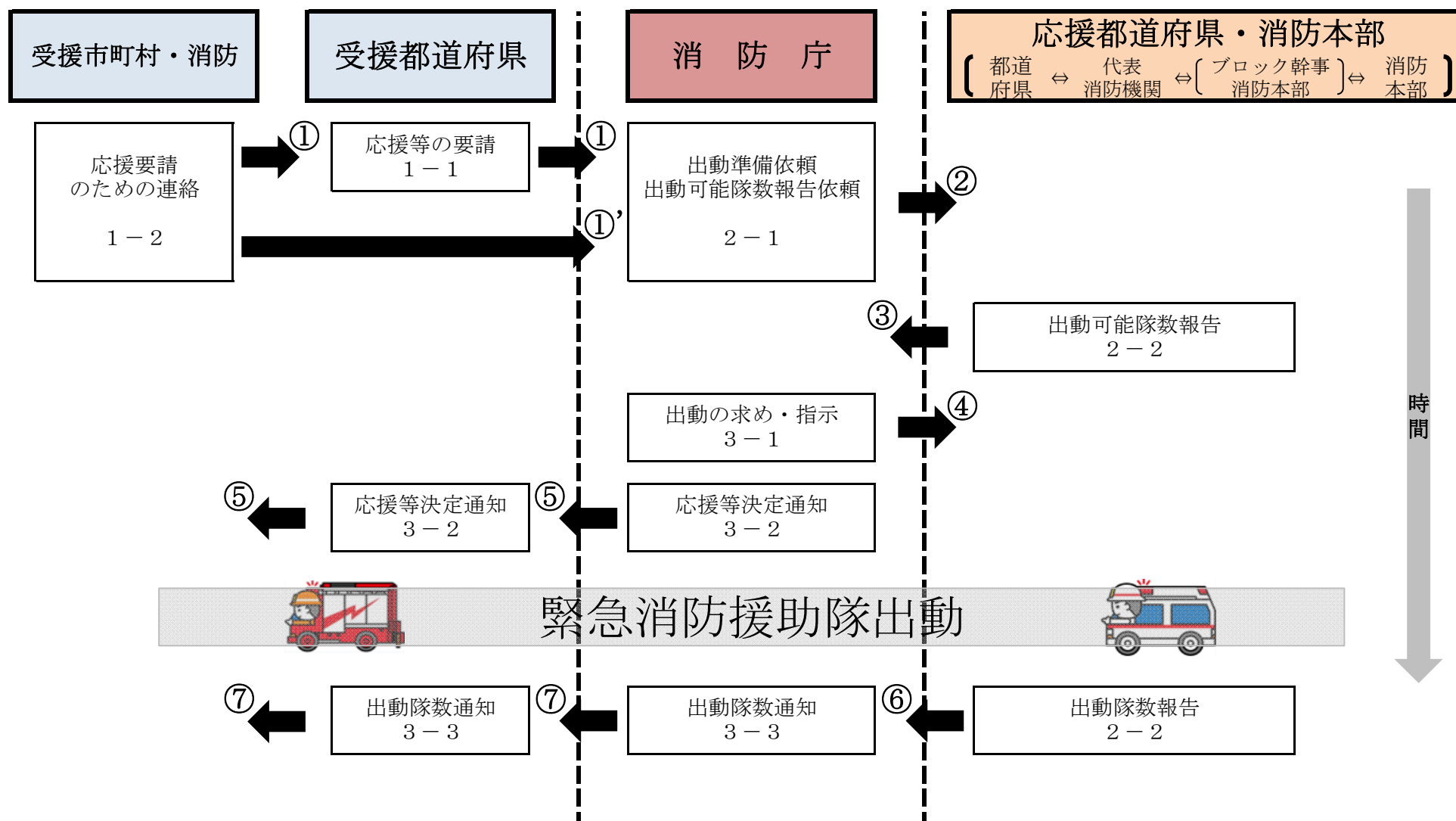
陸上隊燃料補給場所

No	名称 所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kℓ)		営業時間	災害時 中核SS
			ガソリン	軽油		
1	〇〇石油店 〇〇市〇〇〇番地〇	***-***-****	50	40	6:00-22:00	○
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

水上小隊燃料補給場所

No	名称 所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kℓ)	緯度・経度
			軽油	
1	〇〇石油店 〇〇市〇〇〇番地〇	***-***-****	50	N 度 分 秒 E 度 分 秒
2				N 度 分 秒 E 度 分 秒

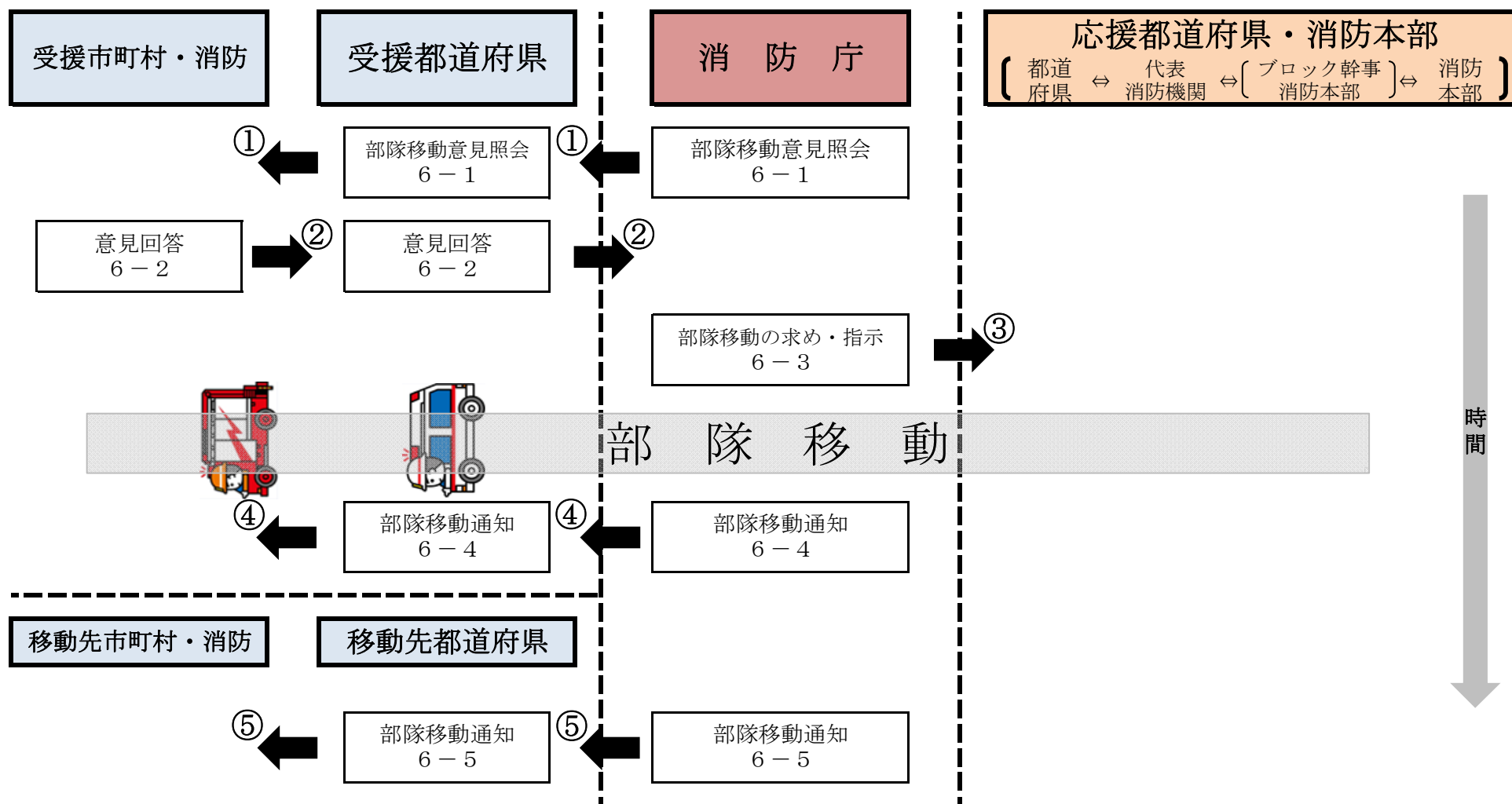
緊急消防援助隊 応援要請系統図



※図中「1-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）

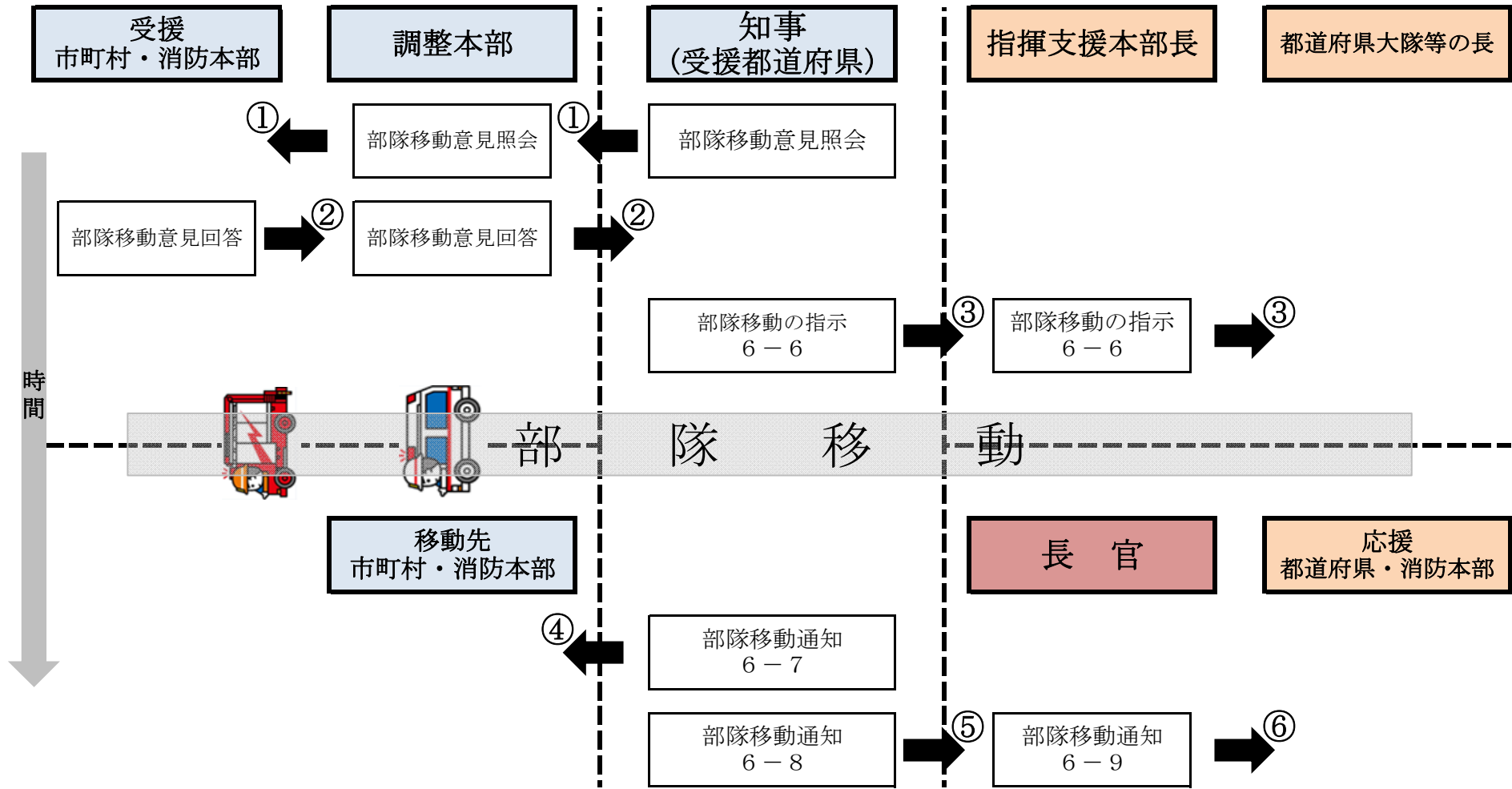
※都道府県を越える部隊移動



※図中「6-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示）

※都道府県内の部隊移動



※図中「6－6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

指揮本部の運営に係るチェックリスト

様式 1

I 応援等要請の検討		チェック欄
優先	1 消防本部管内の被害状況を確認したか？	☐
優先	2 必要に応じて、都道府県の消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？	☐
	3 必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？	☐
優先	4 受援計画第2章第3に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？ ※基準を記載	☐
優先	5 都道府県内応援隊の応援要請を行ったか？	☐
優先	6 緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、代表消防機関又は都道府県に相談したか？	☐
優先	7 都道府県又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	☐
優先	8 自衛隊の災害派遣要請について検討したか？	☐
優先	9 応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った都道府県内消防本部、都道府県に連絡したか？	☐
II 指揮本部の設置		チェック欄
	1 都道府県内応援隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日 () :	☐
	2 緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日 () :	☐
	3 指揮本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日 () :	☐
優先	4 調整本部に対し、指揮本部設置の連絡をしたか？	☐
優先	5 調整本部、市町村災害対策本部ヘリエゾンを派遣したか？	☐
	6 指揮本部の業務について、担当者を指定したか？	☐
III 応援隊（都道府県内応援隊、緊急消防援助隊）の受入れ		チェック欄
優先	1 応援要請を行った都道府県内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、進出拠点を設定し、連絡員を派遣したか？	☐
支援可	2 指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表	☐
	3 指揮支援本部の設置場所は確保できているか？指揮支援部隊長に設置候補場所を報告したか？	☐
優先	4 緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合、受入れ業務の支援について調整本部又は代表消防機関に依頼したか？	☐
支援可	5 指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	☐
支援可	6 都道府県大隊、各部隊の受入れに関して、様式2、様式3により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部	☐
支援可	7 都道府県内応援隊の編成状況について確認したか？	☐
優先	8 応援隊へ貸し出す資機材（スピンドルドライバー等）について準備しているか？	☐
支援可	9 応援隊へ配布する地図を準備しているか？	☐
優先	10 災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
IV 活動中		チェック欄
	1 市町村災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	☐
支援可	2 災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ （目的）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との情報共有、活動調整	☐
支援可	3 災害現場の管轄消防署長に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・都道府県内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（都道府県内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊）	☐
支援可	4 災害現場付近のヘリコプター離着陸場について、使用可否を確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
	5 災害現場付近の燃料補給場所について、別表第8に基づき、給油の可否について確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
	6 被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	☐
支援可	7 調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？	☐
支援可	8 活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？	☐
支援可	9 都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	☐
	10 緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の可否について検討したか？	☐
支援可	11 活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	☐
支援可	12 緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を使用し、必要な情報提供をしているか？	☐

※「優先」… 優先的に実施すべき業務
「支援可」… 近隣消防本部から支援を受けることが可能である業務

緊急消防援助隊 受入れ管理表

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊 人数	移動方法						指揮本部 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路	指揮本部 到着予定時刻	
(消防本部) (氏名) (連絡先) — —	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車		:	(所属) (担当者) (連絡先) — —		:	:

都道府県大隊・各部隊（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援 都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者	進出拠点					宿営場所		
			所属消防本部・氏名・連絡先	名称	到着予定 時刻	到着時刻	出発時刻	連絡員の所属・氏名・連絡先	名称	到着予定 時刻	連絡調整員の 所属・氏名・連絡先
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) — —					(所属) (担当者) (連絡先) — —			(所属) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) — —					(所属) (担当者) (連絡先) — —			(所属) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) — —					(所属) (担当者) (連絡先) — —			(所属) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) — —					(所属) (担当者) (連絡先) — —			(所属) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) — —					(所属) (担当者) (連絡先) — —			(所属) (担当者) (連絡先) — —

都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

月 日 : 現在

応援都道府県	隊の種類		指揮隊	消防小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	水上小隊	特殊災害（毒劇物等対応小隊）	特殊災害（大規模危険物火災等対応小隊）	特殊災害（密閉空間火災等対応小隊）	特殊装備（遠距離大量送水小隊）	特殊装備（震災対応特殊車両小隊）	特殊装備（水難救助小隊）	特殊装備（消防活動二輪小隊）	特殊装備（その他の特殊装備小隊）	合計	備考（特殊車両の有無）			
																			中型水陸両用車	水陸両用バギー	重機	
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																				
		(人数)																				
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																				
		(人数)																				
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																				
		(人数)																				
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																				
		(人数)																				
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																				
		(人数)																				
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																				
		(人数)																				
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																				
		(人数)																				
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																				
		(人数)																				
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害 安全管理 救急特別	(隊数)																				
		(人数)																				

活動指示書

指示日時 月 日 :

大隊長 様
部隊長

〇〇消防本部 指揮本部長

活動場所（範囲）					
活動内容	火災（ 建物・危険物・林野・車両・その他 ） 救助（ 浸水・倒壊建物・土砂・車両・その他 ） 検索（ 河川・建物内・その他 ） その他（ ）				
要救助者	有（ ） ・ 無 ・ 不明				
活動場所 現在の状況					
必要車両・資機材 特記事項					
活動障害		障害の有無	備考		
	道 路	有・無・不明			
	断 水	有・無・不明			
	その他（ ）	有・無・不明			
他消防隊・他機関 活動状況 ※同一の活動場所		活動の有無等	代表者	連絡先	
	緊急消防 援助隊	大隊 部隊	有・無・予定・不明		- -
		大隊 部隊	有・無・予定・不明		- -
	都道府県内応援隊		有・無・予定・不明		- -
	〇〇消防本部		有・無・予定・不明		- -
	消防団		有・無・予定・不明		- -
	警察		有・無・予定・不明		- -
	自衛隊		有・無・予定・不明		- -
	国土交通省		有・無・予定・不明		- -
	DMA T		有・無・予定・不明		- -
その他（ ）		有・無・予定・不明		- -	
別添資料	・ 広域地図 ・ 住宅地図 ・ 消防水利位置図 ・ その他（ ）				
連絡調整員の派遣	有（氏名： 連絡先： - - ） ・ 無				
〇〇消防本部 担当者所属・氏名	消防署・課 担当：〇〇、〇〇 連絡先： - -				

【例】〇〇都道府県内応援隊 応援可能隊、特殊車両等一覧

〇〇年度

ブロック	消防本部	最大応援※1				特殊車両等※2																						
		主要3小隊総数 (隊)	消火小隊 (隊)	救助小隊 (隊)	救急小隊 (隊)	指揮車 (台)	大型化学車 (台)	大型高所放水車 (台)	泡原液搬送車 (台)	はしご車15m級 (台)	はしご車15m超 (台)	水槽車 (台)	重機 (台)	水陸両用バギー (台)	マイクロバス (台)	ゴムボート船外機有 (艇)	ゴムボート手こぎ (艇)											
	〇〇市消防本部	8	3	2	3	1	1	1	1	1	1	2	1			1	1											
	△△市消防本部	4	2	1	1											1												
合計																												

※1 平時の休日・夜間帯において、要請を受け、**おおむね3時間以内**に出動できる隊数を記載すること。主要3小隊総数には、消火・救助・救急小隊の総数を記載すること。

※2 応援出動が可能な特殊車両等の保有数を記載すること。

応援等要請の基準に係る説明

(赤字部分) 見直し箇所

受援計画作成例における消防本部の応援等要請の基準（以下「応援要請の基準」という。）について説明する。

1 応援要請の基準の考え方

消防本部からの応援要請としては、大規模な災害が発生した場合、まずは、自消防本部で対応可能かどうかを判断し、①自消防本部で対応が困難と判断した場合には、都道府県内応援隊の要請を行い、②都道府県内応援隊の出動が困難な場合又は同応援隊でも対応できないと判断した場合には、緊急消防援助隊を要請することになる。

上記のとおり、応援の要請は、①の都道府県内応援隊の要請及び②の緊急消防援助隊の要請の二段階の判断をすることになるが、それぞれに要請の基準を設定すると要請の基準が複雑化し、かえって要請の遅延に繋がりがかねない。このため、作成例においては、自消防本部で対応が困難な事象を災害別に列挙し、都道府県内応援隊（不足する場合又は出動ができない場合は緊急消防援助隊）の要請を判断するための目安として設定した。

応援要請の基準の設定方法としては、災害における人的被害の数や程度は初動期には不明であることがほとんどであることから、大まかな被害の様態から、時間をかけなくとも簡易に判断できる基準とする必要がある。

2 応援要請の基準の解説

(1) 地震

ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合

中高層建物の倒壊又は層破壊を確認した場合、地震の発生時間帯にもよるが、相当数の要救助者がいると考える。また、この状況の建物が1棟でも確認できた場合、民家等の被害も相当数見込まれる。

イ 地震の揺れによる直接的な被害で○棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

地震の揺れにより民家が倒壊した場合、要救助者の救出に必要な隊数は、建物の構造・倒壊状況及び要救助者の人数・位置等により変動するが、基準となる倒壊家屋の棟数については、各消防本部の出動計画に規定している出動車両数を基に算定する方法がある。

ウ 地震に伴う土砂災害により、○棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

土砂災害により民家が倒壊した場合、要救助者の救出に必要な時間と人員は状況（崩壊土砂量等）により大幅に変動するが、例えば民家等の被害棟数が少なくとも、救出までに多くの時間と人員の投入が必要となる。基準となる倒壊家屋の棟数については、過去の土砂災害事例を踏まえ自消防本部の消防力から事前に設定することができる。

(参考) 過去の緊急消防援助隊出動事案

	大分県中津市土砂災害 (H30. 4. 11 発生)	北海道胆振東部地震 (H30. 9. 6 発生)
災害概要	大分県中津市耶馬溪町において山の斜面が崩落	北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、厚真町等において山の斜面崩壊が多発
土砂災害による被害	民家全壊 4 戸 死者 6 名	民家全壊 44 戸 死者 36 名、負傷者 61 名
活動期間	緊急消防援助隊 4/11～4/14 県内応援隊 4/11～4/22	緊急消防援助隊 9/6～ 9/10 道内応援隊 9/6～10/12
最大の活動規模／日	緊急消防援助隊 14 隊、65 人 県内応援隊 14 隊、55 人	緊急消防援助隊 136 隊、569 人 道内応援隊 67 隊、261 人
受援消防本部の規模 (H30. 4. 1 現在)	職員 119 人 管轄人口 84, 184 人 管轄面積 491. 53 km ²	職員 108 人 管轄人口 20, 688 人 管轄面積 1, 353. 13 km ²

エ 火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

火災、救助及び救急の未対応事案が発生していれば、当然のことながら、応援等の要請を判断する段階にあり、出動隊の割合が増加し、未対応事案の発生が見込まれる場合も、応援等の要請の判断段階にあると考える。また、既に対応中の事案であっても、消防力劣勢の状況下で自消防本部から追加の隊が出動できない場合は、応援等の要請を判断する段階にあると考える。

(2) 風水害

ア ○○川、○○川又はそれらの支流の堤防が決壊した場合

各自治体が作成したハザードマップ等を確認することにより、堤防の決壊により甚大な被害が見込まれる河川は、ある程度限定できる。これにより、決壊情報のみで被害規模を想定することができ、具体的に「床上浸水○棟以上」といった基準を設定するより、早期の判断が可能と考える。

イ 市街地又は準市街地において、浸水深 1. 5 mを超えている場合又は超えると見込まれる場合

浸水地域を「市街地又は準市街地」とすることで、被害規模（被害の大きさ）を限定し、「浸水深 1. 5 mを超える」場合、多くの民家等で床上浸水が発生し、垂直避難が困難な災害時要援護者等には人命危険が及んでいると考える。

ウ 土砂災害により、○棟以上の民家が倒壊又は倒壊が見込まれる場合

2 (1) ウの項目参照。

エ 大規模な土砂災害により複数日数対応することが見込まれ、かつ、当該土砂災害の初動時において管轄消防本部の職員数が半数近く出動している場合又は初動時において管轄消防本

部の全隊の概ね 5 割が通常の業務を行い継続して稼働している場合

土砂災害における緊急消防援助隊出動事案では、初動時の管轄消防本部の職員が半数近く出動している場合や、初動時において管轄消防本部の全隊の概ね 5 割が継続して稼働している場合に緊急消防援助隊の要請をしており、具体的な基準を設定することにより、早期の判断が可能と考える。

(参考) 過去の緊急消防援助隊出動事案

	平成 25 年台風第 26 号 による伊豆大島の災害 (H25.10.16 発生)	平成 26 年 8 月豪雨に よる広島土砂災害 (H26.8.20 発生)	熱海市土石流災害 (R3.7.3 発生)
災害概要	大規模土砂災害 幅 900m、長さ 1,2km 土砂災害の発生が夜間 であり、また激しい豪 雨のなかで、正確な被 害状況の把握が難しか った。	複数箇所で土砂災害 事案 26 件発生 (8/20 6:40 現在) 夜間のためヘリコプタ ーによる情報収集がで きず状況把握に時間を 要した。	大規模土砂災害 最大幅 120m、長さ約 1 km 雨天のためヘリコプタ ーによる情報収集がで きず状況把握に時間を 要した。
土砂災害による被害	住家全壊 71 戸、 半壊 25 戸 死者 36 名、行方不明 者 3 名、負傷者 25 名	住家全壊 179 戸、 半壊 217 戸 死者 77 名、 負傷者 68 名	住家全壊 53 戸、 半 11 戸 死者 27 名、行方不明 者 1 名、負傷者 4 名
活動期間	16 日間 (10/16～10/31)	17 日間 (8/20～9/5)	24 日間 (7/3～7/26)
初期通報内容等	元町神達地区 室内に多量泥水が進入	男児 2 人生埋め	家屋流出、要救助者 3 名 (その後 52 件)
管轄消防本部	大島町消防本部	広島市消防局	熱海市消防本部
受援消防本部の 初動職員数	職員総数 19 人 初動体制 15 人 初動時出動割合 79%	職員総数 1335 人 初動体制 629 人 初動時出動割合 47%	職員総数 88 人 初動体制 44 人 初動時出動割合 50%
受援消防本部の 初動車両台数	車両総台数 6 台 初動体制 4 台 初動時出動割合 67%	車両総台数 216 台 初動体制 92 台 初動時出動割合 43%	車両総台数 16 台 初動体制 9 台 初動時出動割合 56%

オ 119 番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している又は既に対応している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

風水害時には、土嚢の要請や床下浸水等、人命に影響がない 119 番通報が多いことから、「119 番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応しても」と、2 (1) エの項目に限定条件を加えた。

(3) 火災

ア ○件以上の火災が同時に発生している場合

火災件数の設定は、各消防本部の出動計画に規定している出動車両数を基に算定する方法がある。

イ 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

大規模な火災出動に伴い、他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合も想定しておく必要がある。

ウ 消防隊が地上から進出困難な山間部において林野火災が発生した場合及び林野火災が発生し、急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼が見込まれる場合又は市街地への延焼が見込まれる場合

林野火災における緊急消防援助隊出動事案では、いずれも降雨が少ない状態で山間地の林床可燃物が乾燥し、更に空気の乾燥、強風という火災の予防止危険な気象状況が重なっていることが見受けられる。こうした状況下で林野火災が発生した場合には、急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼に至る可能性が高い。

水利が乏しく、地上から消防隊が進出困難な複雑な地形や狭隘な山間部等においては、航空機による空中消火が効果的な消火手段であることから、消防防災ヘリや自衛隊の大型ヘリの派遣を要請すること。

また、風向き、風速等から市街地への延焼危険が高いと判断できる場合には、山林との間に延焼阻止線を設定し、市街地への延焼阻止を主目的に消火活動を行う必要がある。この場合、夜間も含めて長期ローテーションを組んで対応する必要があること、飛び火警戒のための人員や車両・資機材を確保する必要があること等を踏まえて、初動時から交代要員を考慮した上で必要な消防力を判断し、時機を逸することなく県内応援や緊急消防援助隊の出動要請を判断する必要がある。

(参考) 過去の緊急消防援助隊出動事案

	栃木県足利市林野火災 (R3. 2. 21 発生)	岩手県大船渡市 林野火災 (R7. 2. 26 発生)	愛媛県今治市林野火災 (R7. 3. 23 発生)
災害概要	令和3年2月21日栃木県足利市西宮町地内で林野火災が発生。 林野約 167ha が焼損した。	令和7年2月26日岩手県大船渡市赤崎町合足地内で林野火災が発生。 林野約 3,370ha が焼損した。	令和7年3月23日愛媛県今治市長沢地内で林野火災が発生。 林野約 482ha が焼損した。
火災による被害	人的被害 なし 建物被害 非住家1棟	人的被害 死者1名 建物被害 住家90棟、 非住家136棟	人的被害 負傷者4名 建物被害 住家5棟、 非住家22棟

気象状況	出火日前3日間の合計降水量が0mmであり、乾燥注意報が発表されていた。また、出火日翌日及び4日目以降に強風注意報が発表されていた。	出火日前3日間の合計降水量が0mmであり、前30日間の合計降水量が3.5mm、乾燥注意報が発表されていた。また、出火日から断続的に強風注意報が発表されていた。	出火日前3日間の合計降水量が0mmであり、乾燥注意報が発表されていた。
緊急消防援助隊の活動期間	緊急消防援助隊(1都6県) 2/25～3/3 県内応援隊 2/24～3/2	緊急消防援助隊(1都14県) 2/26～4/7 県内応援隊 2/26～3/24	緊急消防援助隊(1府7県) 3/25～4/10 県内応援隊 3/25～4/10
最大の活動規模／日	緊急消防援助隊 9隊52人 県内応援隊 14隊59人	緊急消防援助隊 545隊2,015人 県内応援隊 29隊83人	緊急消防援助隊 88隊301人 県内応援隊 29隊91人
受援消防本部の規模(R7.4.1現在)	足利市消防本部 職員数 179人 管轄人口 133,431人 管轄面積 177.76km ²	大船渡地区消防組合消防本部 職員数 95人 管轄人口 36,740人 管轄面積 657.35km ²	今治市消防本部 職員数 219人 管轄人口 147,702人 管轄面積 419.21km ²

3 その他の基準

(1) 119番通報件数

夜間等のため、災害の全容把握が困難な場合には、119番通報件数は有効な判断要素の一つになると考える。平成30年度、消防庁において119番通報件数と緊急消防援助隊要請の関係について検証したところ、過去の災害事例を踏まえれば、3時間で平時のおおむね5日分を超える119番通報があれば、緊急消防援助隊の応援要請の目安になるとの結果を得た(別添4参照)。しかしながら、本作成例における応援要請の基準は都道府県内応援隊の応援要請も含めた基準としており、119番通報件数と都道府県内応援隊の応援要請との相関関係について検証できていないこと、また、2(1)エ及び2(2)エの基準により応援要請の判断をすることで119番通報件数を用いた場合より早期に判断を行うことができること等から、作成例において119番通報を用いた基準は採用していない。

(2) 特異事案

列車の脱線事故、航空機の墜落事故、テロ事案等、特異な事案に関しては、被害の程度や状況は様々であり、災害初期に具体的な被害状況は把握できないため、事案の状況や被害の人数を応援要請の基準の中で設定すると、かえって要請が遅れる可能性があることから、災害の状況に応じて判断することとした。

土砂・風水害時の応援要請の判断指標の検討①

土砂・風水害における応援要請の課題

地震の場合には震度により出動となるが(迅速出動)、土砂・風水害の場合には、一定の基準により緊援隊が出動する仕組みはなく、基本的には、**被災都道府県知事の応援要請に基づき、出動することとなる。**

被災都道府県や市町村は、被害状況や現有消防力を考慮して、応援要請を行うかどうかの判断が必要となるが、**災害初期には被害状況の把握に時間を要し、応援要請の判断に苦慮する場合もある。**

都道府県や市町村にとって、**応援要請の必要性を判断するための分かり易く、具体的な指標が必要**ではないか。

過去の災害における受援側の声

- ・災害初期から数時間は、119番の対応に追われ被害状況の全体像が見えずに緊援隊要請の判断に苦慮した。
- ・災害の推移を予想するのは難しく、要請時期を判断する難しさを痛感した。
- ・被害情報の収集に時間を要したため、自衛隊の災害派遣、県内応援、緊援隊の応援の要請が段階的となった。
- ・発災当初、市に緊援隊の要請を確認したが、すぐに回答がなく、県からの要請に時間がかかり、初動が遅れた。
- ・県から消防本部へ確認したが、緊援隊の要否について判断に迷っている状態だった。その後、消防庁から要請の有無の確認もあり、空振りをおそれずに要請すべきと判断し、要請を行った。

過去の災害時の119番通報を調査

災害時に分析に時間を要さず、リアルタイムにデータを取りやすい**119番通報着信件数に着目し**、過去の災害時における119番通報着信件数を調査

※通報内容は、救助要請のみでなく、救急・火災・その他も全て含んだ件数で調査
共同指令センターを運用している場合は、調査対象消防本部の管轄内の事案に対する件数で調査。

対象災害 ※47消防本部に対し調査を実施

平成16年台風第23号兵庫県豊岡市水害

平成25年7月島根県・山口県の大雨

平成26年8月豪雨による広島市土砂災害

平成27年9月関東・東北豪雨

平成28年台風第10号による災害

平成29年7月九州北部豪雨

平成30年7月豪雨

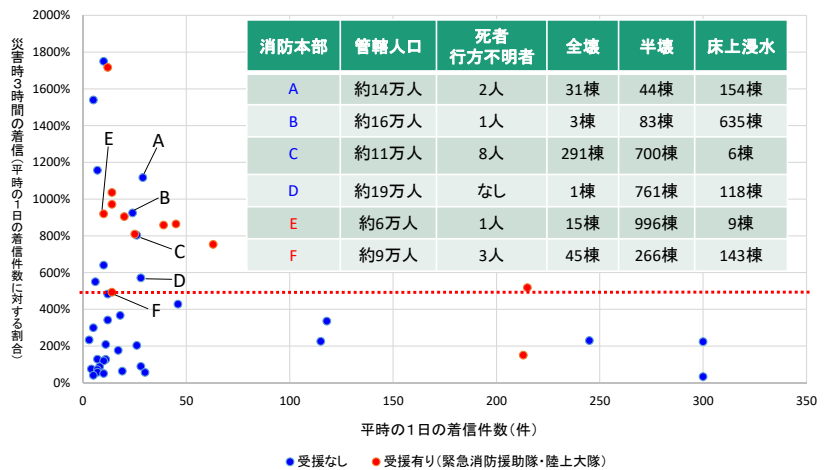
平成30年台風第21号

土砂・風水害時の応援要請の判断指標の検討②

結果

消防本部名	災害名	受援の有無	A 1日当たりの平均着信件数	B 3時間当たりの最大着信件数	B/A
A消防本部	平成30年7月豪雨	無	10	175	1750.0%
	平成29年7月九州北部豪雨	有	12	206	1717%
	平成30年7月豪雨	無	5	77	1540.0%
	平成30年7月豪雨	無	7	81	1157%
	平成30年7月豪雨	無	29	324	1117%
B消防本部	平成28年台風第10号による災害	有	14	145	1038%
	平成28年台風第10号による災害	有	14	136	971%
	平成27年9月関東・東北豪雨	無	24	222	925%
	平成28年台風第10号による災害	有	10	92	920%
	平成30年7月豪雨	有	20	181	905%
C消防本部	平成30年7月豪雨	有	45	389	864%
	平成30年7月豪雨	有	39	335	859%
	平成27年9月関東・東北豪雨	有	25	203	810%
	平成30年7月豪雨	有	26	209	804%
	平成30年7月豪雨	有	63	475	754%
D消防本部	平成30年7月豪雨	無	10	64	640%
	平成27年9月関東・東北豪雨	無	28	160	571%
	平成30年7月豪雨	無	6	33	550%
	平成30年7月豪雨	有	215	1,115	519%
	平成29年7月九州北部豪雨	有	14	69	493%
E消防本部	平成27年9月関東・東北豪雨	無	12	58	483%
	平成27年9月関東・東北豪雨	無	46	197	428%
	平成30年7月豪雨	無	18	66	367%
	平成27年9月関東・東北豪雨	無	12	41	342%
	平成30年7月豪雨	無	118	396	336%
F消防本部	平成30年7月豪雨	無	5	15	300%
	平成30年7月豪雨	無	3	7	233%
	平成30年7月豪雨	無	245	563	230%
	平成30年7月豪雨	無	115	259	225%
	平成30年台風第21号	無	300	670	223%
F消防本部	平成25年7月島根県・山口県の大雨	無	11	23	209%
	平成27年9月関東・東北豪雨	無	26	53	204%
	平成30年7月豪雨	無	17	30	176%
	平成28年8月豪雨による広島市土砂災害	有	213	320	150%
	平成28年台風第10号による災害	無	7	9	129%
F消防本部	平成30年7月豪雨	無	11	14	127%
	平成30年7月豪雨	無	10	12	120%
	平成27年9月関東・東北豪雨	無	28	25	89%
	平成30年7月豪雨	無	8	7	88%
	平成30年7月豪雨	無	4	3	75%
F消防本部	平成30年7月豪雨	無	7	5	71%
	平成30年7月豪雨	無	19	12	63%
	平成30年7月豪雨	無	7	4	57%
	平成30年7月豪雨	無	30	17	57%
	平成30年7月豪雨	無	10	5	50%
F消防本部	平成30年7月豪雨	無	5	2	40%
	平成30年7月豪雨	無	300	99	33%

受援消防本部と非受援消防本部の状況



- ・3時間で平時の1日の着信件数の概ね5倍以上の通報があった消防本部の半数（20消防本部中11消防本部）以上が、緊急消防援助隊の応援を受けている。
- ・受援していない消防本部（A～D）においても、消防力や被害程度を踏まえれば、応援要請すべきとも考えられる。



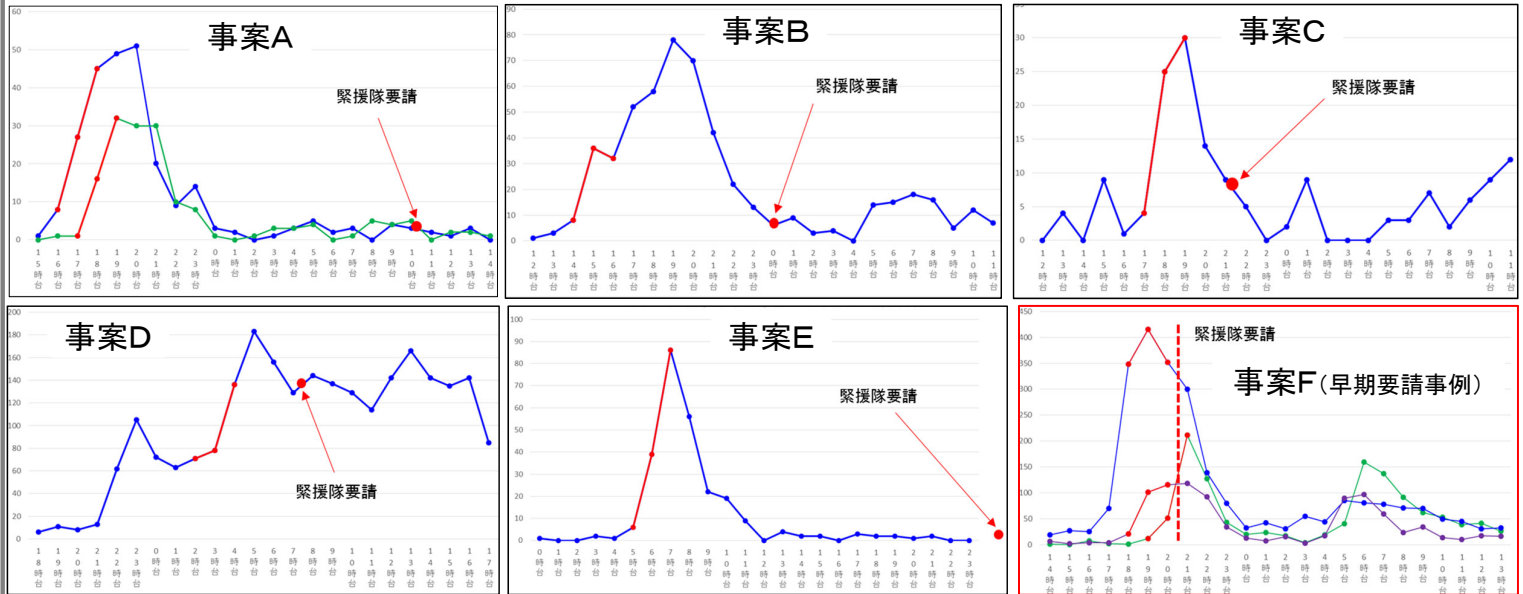
少なくとも3時間の合計の着信件数が概ね**5日分以上(500%以上)**の場合には、応援要請の目安になるのではないかと。

土砂・風水害時の応援要請の判断指標の検討③

応援要請の判断指標の効果

時間単位の119番件数と応援要請時刻

判断指標に該当し、緊援隊を要請した11消防本部中9消防本部の時間別通報件数をグラフ化
※赤は3時間で平時1日の約5倍以上の件数となった部分



事案A～Eでは、**応援要請までの時間を短縮する効果**がある
事案Fでは、応援要請が早く、判断指標を用いた場合の推定要請時刻と概ね一致する

応援要請の判断指標の案

- 土砂・風水害時、119番通報着信件数が、少なくとも**3時間で平時の概ね5日分を超えれば、災害状況の全容を把握できていなくても、応援要請を行う1つの判断指標**としてはどうか。

※加えて、「堤防の決壊」、「土砂崩れの多発」、「多数の救助要請」などの情報が入れば、より応援要請の必要性は高い。